

弁護士法改正に関し想定される主な論点（案）

第3 弁護士制度の改革

1 弁護士の活動領域の拡大

【主な論点等】

弁護士の公務就任を自由化する。

公務就任の届出制の取扱い。

弁護士の営業等を自由化する。

営業等の届出制の取扱い。

営業等の自由化に当たり、特に行為規範に関する規定を設けることはどうか。

2 弁護士へのアクセス拡充

(2) 弁護士報酬の透明化・合理化のうち、報酬基準の会則の必要的記載事項からの削除

【主な論点等】

「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」を会則の必要的記載事項から削除する。

5 弁護士会の在り方

(2) 弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備のうち、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化の見地からの措置

【主な論点等】

（単位弁護士会の）綱紀委員会の構成委員に裁判官、検察官及び学識経験者の委員を加える。

日弁連綱紀委員会を、法律上の組織とした上、同委員会が、現行の日弁連懲戒委員会に代わって、懲戒請求者からの（単位弁護士会の）綱紀委員会の議決に対する異議申出を審査するものとする。

懲戒請求者からの（単位弁護士会の）綱紀委員会の議決に対する異議申出が、日弁連綱紀委員会によって棄却・却下された場合に、懲戒請求者が、国民（学識経験者）が参加して構成される機関（日弁連綱紀審査会・仮称）に更に不服申立をすることができる制度を導入する。

日弁連綱紀審査会を法律上の組織とするかどうか。

日弁連綱紀審査会の構成人数はどうするか。

日弁連綱紀審査会が懲戒委員会の審査に付することを相当とする議決をした場合の議決の効力をどうするか。

## 6 隣接法律専門職種の活用等のうち、弁護士法第72条の予測可能性の確保のための措置

### 【主な論点等】

弁護士法第72条から「仲裁」を削除することはどうか。

弁護士法第72条ただし書を、例えば、「この法律及び他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」などと改正することはどうか。

会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係から、弁護士法第72条を見直す必要はあるか。どのような見直しが考えられるか。

## 7 企業法務等の位置付けのうち、いわゆる特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用

### 【主な論点等】

弁護士法第5条を改正し、いわゆる特任検事経験者に対して法曹資格を付与する。

特任検事としての経験年数を要求するか。要求する場合、何年とするか。

副検事、簡易裁判所判事経験者の有する専門性の活用方法。